

出産・子育て応援事業

事業目的 核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施する。

実施主体 市町村

① 伴走型相談支援

出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を市町村の創意工夫により実施することで、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。

- I 妊娠の届出時の面談等
- II 妊娠8か月頃の面談等
- III 出生後の面談等
- IV 面談後の情報発信、随時の相談受付等

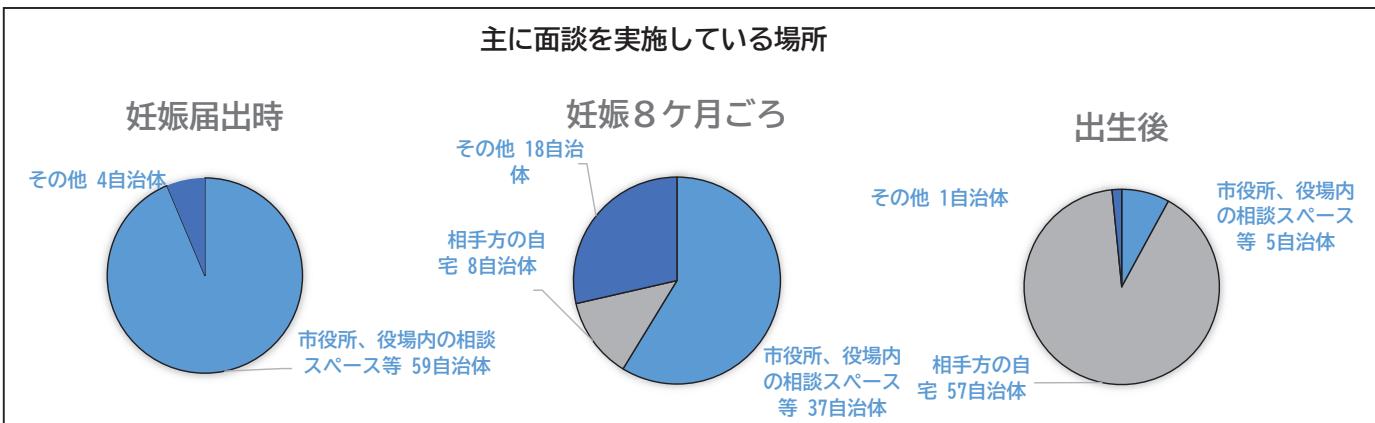
② 出産・子育て応援給付金

- I 出産応援ギフトの支給(5万円)
- II 子育て応援ギフトの支給(5万円)

事業開始 令和4年4月1日

令和5年度 市町村実施状況 (R5.7調査時点)

① 伴走型相談支援



② 出産・子育て応援給付金



事業の意義

「未受診や飛込みによる出産」は、ハイリスク妊娠である上に、社会的な問題も多く含んでる。さらに、母体や胎児の健康確保が困難で、医療機関がリスクの高い分娩を強いられること、虐待死亡事例におけるリスク要因になっていること等さまざまな課題がある

こうしたリスクの高い妊産婦や家庭に対して、経済的支援というインセンティブを付加することにより、相談実施機関や保健師等の専門職とのつながる機会を増やし、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援ができるようになることを目指す。